

低温遭遇・ハウスの被災に対する農作物技術対策（事後対策）

令和5（2023）年1月26日

農政部経営技術課

1月25・26日にかけて県内で最低気温が平年を大きく下回りました（宇都宮-7.5℃、大田原-16.4℃）。農作物への影響を最小限に抑えるよう、作物の状況を確認し次の対策をお願いします。

I 低温遭遇による対策

野菜

(1) 共通管理

ア 茎葉の破損や地温低下等により根の活性が低下しているので、草勢回復のため状況に応じて液肥の施用や葉面散布を行う。

イ 低温障害の程度が甚大な場合は、廃作とし次作の準備をする。

(2) いちご

ア 低温による障害がみられた場合は、障害部位を取り除く。

イ 障害を受けたいちご株は灰色かび病、菌核病の発生が懸念されるため、殺菌剤で防除を行う。

ウ 低温の影響を受けたハウスでも30℃以上の高温管理は避け、通常の温度管理を行う。

（AM：27～25℃、PM：23～19、夜間8℃）

エ 草勢回復のため、適宜、追肥や電照を行う。

(3) トマト、きゅうり

ア 地温の低下を最小限にとどめるよう、暖房機を積極的に稼働し地温の上昇に努める。

イ 循環扇が導入されているハウスでは、温度差の解消や病害発生の予防のため、ハウス密閉時に稼働する。

(4) にら

ア 地温の低下を最小限にとどめるよう、1週間程度はやや高めの温度管理とする。

II 強風等によるハウス被災後の対策

1 野菜

(1) 共通対策

ア ハウスが破損した場合は、修繕を始める前に被害状況について写真を撮るなど記録しておく。

イ 破損したパイプハウス等は、速やかに修繕し、ハウス内の保温に務める。

ウ パイプハウス等の破損が激しく、自己での修繕及び栽培継続が難しい場合は、栽培継続可能なハウスを優先的に修繕する。

エ 破損したハウスで作業をする場合は、安全を確認してから行う。

オ ハウスの破損が大きく修復が不可能な場合は、安全を確認しながら撤去する。

(2) いちご

- ア 低温による障害がみられた場合は、障害部位を取り除く。
- イ 障害を受けたいちご株は灰色かび病、菌核病の発生が懸念されるため、殺菌剤で防除を行う。
- ウ 低温の影響を受けたハウスでも 30℃以上の高温管理は避け、通常の温度管理を行う（AM：27～25℃、PM：23～19、夜間 8℃）。
- エ 草勢回復のため、適宜追肥や電照を行う。

(3) にら

- ア 収穫前に外気が直接葉にあたると葉先枯れ等による品質低下を招くので、捨て刈りを行い収穫計画の見直しを行う。
- イ パイプハウスの修繕のため直ちに捨て刈りできない場合は、白斑葉枯病等の防除対策を行う。

(4) アスパラガス

- ア ウォータカーテンで保温を開始しているハウスでは、ハウス内の保温に努める。
- イ 低温障害を受けて植物体が傷んだ場合は、速やかに切り取る。

(5) ほうれんそう

- ア 被害が甚だしい場合は、まき直しを行う。

(6) しゅんぎく

- ア 再生可能な株は、被害部分を切り戻して再生を促す。
- イ 晴天の午前中の暖かい時間を見計らって、液肥のかん注を行う。
- ウ 病害の発生が予想される場合は、切り戻した後に薬剤散布を行う。

3 果 樹

- (1) 凍害により苗木や幼木の主幹部に裂傷が発生した場合は傷口へ癒合剤を塗布する。
- (2) 強い冷え込みの後、芽枯れや枝枯れの発生が懸念されるため、枝の状態を確認しながら剪定作業を進める。
- (3) 加温ハウス栽培は、気温の低下による生育遅延がないよう温度管理を再確認する。

4 花 き

(1) きく・ゆり

- ア 低温障害を受けて花が傷んだ場合は廃作とし、次作の準備をする。

(2) カーネーション

- ア 低温障害を受けた花は速やかに切り取り、草勢の回復を図る。

(注意)

- ※ 農薬の使用にあたっては使用基準（適用作物、希釈倍数、使用時期、使用回数等）を厳守する。同一成分の使用回数にも制限があるので注意する。
- ※ 農薬散布にあたっては飛散防止に十分注意する。